

平成 28 年

総務産経常任委員会会議録

平成 28 年 3 月 7 日

田 上 町 議 会

平成28年第2回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成28年3月7日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 高取正人君 | 5番 | 今井幸代君 |
| 2番 | 笹川修一君 | 6番 | 椿一春君 |
| 4番 | 皆川忠志君 | 8番 | 熊倉正治君 |
- 4 欠席委員
- 13番 泉田壽一君
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 庶務防災係長 | 中野 貴行 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 企画財政係長 | 渡辺 聡 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | | |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 中野 幸作 |
| 書 記 | 渡辺 真夜子 |
- 7 傍聴人
- 三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- 承認第 2号 専決処分（平成27年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について
- 議案第10号 田上町行政不服審査会条例の制定について
- 議案第11号 田上町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 議案第12号 田上町職員の降給に関する条例の制定について
- 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 田上町情報公開条例の一部改正について
- 議案第17号 田上町個人情報保護条例の一部改正について

- 議案第18号 田上町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第19号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 田上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 田上町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第23号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 田上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第25号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について中
第1表 歳入
第1表 歳出の内
1 款 議会費
2 款 総務費（1項1目・10目、4項、5項）
5 款 労働費
6 款 農林水産業費
7 款 商工費
8 款 土木費
11 款 公債費
第2表 繰越明許費の内
2 款 総務費
第3表 地方債補正
- 議案第27号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
- 議案第28号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 皆さん、おはようございます。では、ただいまから総務産経常任委員会付託案件の審査を行いたいと思います。

1日の本会議以降ちょっと時間があきまして、私としては中だるみかなと思っていますが、今日からそれぞれ委員会審査、それとあと一般質問、特別委員会と日程がずっと詰まっておりますので、進めてまいりたいというふうに思います。

それで、今日は泉田委員が欠席の届け出が出ております。

それと、三條新聞社から傍聴の申し出がありますので、許可してございます。

以上でございます。

では、始めたいと思います。町長のほうからご挨拶お願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 改めましておはようございます。

今ほど委員長のお話ありましたように、1日の本会議で大変ご苦労さまでございました。ここで付託をお願いしました承認1件と議案が17案件であります。補正予算と、それから条例の一部改正ということではありますが、よろしくご決定のほどお願いしたいと思っております。

4日の卒業式大変ご苦労さまでした。また、この後議会終わった後、たしか24日だったと思いますが、小学校の卒業式がありますので、よろしくお願ひしたいということ、また4月になりますと小中の入学式がありますので、それぞれ地区の学校のほうの出席をよろしくお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

議長のほうは。

4番（皆川忠志君） いいです。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、早速審査に入りたいと思いますが、審査の予定でございますが、最初の承認第2号、専決処分、これ1件だけでいきたいと思います。それと、議案の10、11、12、条例の制定でございますが、これ3件一括でいきたいと思います。以下、議案第15号から25号までの条例の一部改正11案件、これも一括でいきたいと思います。あと、予算の補正の関係、議案第26号から28号

の3案件、これも一括でいきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では最初に、承認第2号について説明を求めます。

総務課長（今井 薫君） それでは、承認第2号ということで、3ページを開いていただきたいと思ひます。28年の2月2日付けの専決処分の報告でございます。内容については、4回分の除雪費の専決処分ということでございます。

それでは、4ページの裏開いていただきたいと思ひます。5ページになります。平成27年度田上町一般会計補正予算（第5号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,735万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億899万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入のほうを説明申し上げます。10ページをお開きいただきたいと思ひます。繰越金を充てるものでございまして、補正額は1,735万8,000円でございます。

歳出のほうは、地域整備課長のほうから説明いたします。

地域整備課長（土田 覚君） 改めておはようございます。よろしくお願ひします。11ページをお願ひします。8款土木費、1項道路橋梁費、3目の除雪対策費で補正額1,735万8,000円をお願ひするものでございます。委員の皆さんもわかるとおり、2月2日付けに専決させていただきましたが、当初予算では7回分の予算を見ておったのですが、2月2日現在でほぼ使い切りましたので、今後4回を見込んで専決させていただいたものでございます。

なお、2月2日現在の降雪の累計は178センチ、積雪のマックスでございますが、1月25日で80センチ、降雪のマックスでございますが、同じく1月の25日で53センチでございます。

なお、専決した後の出勤状況でございますが、1回出ましたので、ほぼその後出ていませんので、3回分は残ろうかなというふうに思っております。

それでは、説明欄お願ひします。除雪対策事業で1,420万1,000円をお願ひするものでございます。職員手当で49万9,000円、これ職員の関係でございます。11節の事業費72万5,000円でございますが、消耗品費でございます。これはタイヤチェーンとかエッジ類でございます。12節の役務費でございますが、通信運搬費で、これは機械の運送料4万5,000円でございます。13節の委託料でございますが、1,293万2,000円をお願ひするもので、その内容でございますが、当町については一斉の除雪は1回当たり250万円ほどかかります。その4回分と排雪作業に係る部分及び捨て場に係る

部分200万円を合わせて1,293万2,000円をお願いしたものでございます。

次に、除雪対策その他事業でございますが、315万7,000円をお願いするもので、これは需用費で、修繕料でエッジとかランプ類、消パイ等の修繕料でございます。以上よろしくお願いいたします。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 説明が終わりましたが、質疑のある方どうぞ。

所管事務調査でも聞いていましたので、特にないかと思いますので、ではこの質疑は終わりたいと思います。

続きまして、議案第10号、11号、12号一括でお願いしたいと思います。

総務課長（今井 薫君） 議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。議案第10号 田上町行政不服審査会条例の制定でございます。これにつきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、町のほうでも不服審査会条例を制定するものでございます。28年の4月1日からというふうな形になろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

概要につきまして若干ご説明申し上げます。15ページ、16ページお開きいただきたいと思っております。1条については設置の関係で、今ほど申し上げたとおり、行政不服審査法に基づきこの審査会を設置しますという内容でございます。

組織につきましては、2条のところに出ておりますけれども、審査会は5名以内の委員で組織するというところで、基本的には法解釈の専門家、それから行政に精通した者を充てるというふうな形になっております。基本的には5名以内でございますけれども、今のところ司法書士とか、それから行政書士、それから税理士とか、あとできれば大学の教授あたりを、法科の先生あたりをお願いできればいいのかなというふうに考えております。委任については、任期は2年とするものでございます。

それから、3条の8項のところを見ていただきたいと思っておりますけれども、委員の報酬及び費用弁償については別に条例で定めるということで、後ほど議案第15号が出てきますけれども、その中で報酬等を定めた条例を提案させていただく予定になっております。

それから、あとは会議の関係で、5条のところでも専門委員を置くことができるというふうになっておりますし、最後の7条のところにも罰則規定を設けてございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第11号、17ページからになります。これにつきましても今ほどの

議案第10号の不服審査会条例に伴う手数料条例の制定でございます。既存の手数料条例もあるのですけれども、それとは別に手数料条例を制定するものでございます。

手数料の額としましては、19ページを見ていただきたいのですけれども、19ページから20ページの別表（第2条関係）ということで、普通のモノクロであれば10円、それからカラーであれば30円ということで、基本的にはそういうふうになっておりますので、ここで手数料、既存手数料条例とは別に設けさせていただいております。

それから、4条のところに手数料の減免ということで書いてございます。これにつきましても審査請求人等が経済的困難により手数料が納付できない場合は2,000円を限度額にすることもできますし、免除することもできるというふうな内容になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、議案第12号でございます。21ページをお開きいただきたいと思っております。田上町職員の降給に関する条例の制定でございます。これにつきましては、地方公務員法の改正に伴いまして、今まで降格を分類しないで、降格は降格でやっていたのですけれども、地方公務員法の改正の中で降格を降給の種類に定めたことによりまして、降給の事由については条例で定めろという項目がございまして、本来ですと町の分限条例があるのですけれども、それとは別個に新たに条例を制定するものでございます。

1条は目的、今ほど申し上げました地方公務員法の絡みで、本人の意に反する降給に関する必要な事項を規定することを目的としておりまして、2条で降給の種類、それで3条で降格の事由等が載っております。ア、イ、ウと書いてありますけれども、そこにいろいろなどれかに該当する場合はということで、降格の事由等が載っております。そこでは今までの分限条例と、そこに足せばよかったのでしょうけれども、新たに作れということなので、条例を制定するという部分でご理解いただきたいと思っております。

ここで区切るということで。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、議案第10、11、12号説明終わりましたが、質疑のある方どうぞ。

5番（今井幸代君） 議案第10号 不服審査会条例の制定についてご質問いたします。

第2条、5名以内の委員で組織をするということで、今ほど司法書士だったり、行政書士だったり、税理士、法学関係の大学教授等を検討しているということなのですけれども、5名以内で組織するということなのですけれども、今現在は何人で検討しているのか、5名でやるということで理解をしていけばいいのかというのが

1点と、以前不服申し立てに関しては当町はまだ事例がないというふうに聞いていたのですけれども、不服申し立て等当町においては実態がどのようになっているのかというのと、当町の不服申し立てに関しては以前事例がないというふうに聞いていたのだけれども、その後それが変わらないのかというのと、近隣の状況、そういった不服申し立てどういったものが、出ているのであれば近隣状況を含めて説明していただきたいなと思います。

以上2点でお願いします。

総務課長（今井 薫君） 2条の関係の5名以内ということで、平均すると3名ぐらいなのかなというふうに考えております。基本的に先ほど申し上げたとおり、司法書士とか行政書士、税理士、それから大学の教授をお願い、4名なののですけれども、相手様の都合もありますので、お頼みして、いいということになれば4名でもいいのかなと思っております。

あと、不服申し立ての関係では私も今まで経験ございませんし、また前の課長に聞いても今までそういうものはなかったという部分で、あと近隣の状況はちょっとわからないのです、私も。どういうふうになっているのか。今後の参考のためにも勉強していかなければいけないのかなと思っておりますけれども、近隣の状況はわかりません。後ほどまた出てきますけれども、金額についても1万円以内というふうになっておりますので、それもまたどこもこの4月1日からになりますので、その辺状況を見ながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

2番（笹川修一君） 行政不服審査という概要というのは、ざっくりであれなののですけれども、私もちょっと理解できないのがあるのですけれども、要は行政に対して不服があった人が全部出して、それを審査してもらうという内容なのか、ここに審査人とありますよね。審査請求人は広く町民全てですという内容なのか、それとも区長とか、窓口はとか、いろいろあると思うのですけれども、やっぱり初めてやるものですから、どういうふうに考えたらいいのかというのをひとつ。

それと、行政不服審査で集まった方について、審査会、そこで集まって、これはやっぱり不服が妥当だなということになった場合は町長に上げると思うのですけれども、そうなった場合は、町長はそこは別にといいのもあると思うのですけれども、その場合はどちらかの力、力関係では町長もちろんそうなののですけれども、こういう場合はどのように考えていったらいいのかなと。要は審査は審査会としてこれは正しいよというのも、それでもそうはいつでもという部分は出てくると思いますから、それは重きを置くのは町長はわかっているのですけれども、田上町としてどう

いうふうな感じ、できるだけそれを吸い上げていくというのもあると思うのですけれども、その方向性はどうか、その2つお願いします。

総務課長（今井 薫君） 基本的には不服審査会を設ける部分については別の組織になりますので、町長はあくまでも委嘱はしますけれども、そこで結論が出ればその結論でいくわけですけれども、一般住民の方々とかいろんな、私も経験がないので、わからない、その前段で納得いただいているケースなわけです。どういうのが上がってくるのかちょっとわかりませんが、税のほうがいっぱいなのか、内容については私もわかりませんが、上がってきて、本人が納得しなければ審査会に上げることができるわけですけれども、その中で長の決定というよりも審査会の中で例えば総務課長が中立な立場で行司軍配ではないですけれども、お互い申請する方とそれを受ける組織があるわけですね。審査会というのがあるわけですから。そのどっちつかずの中立な立場では、総務課長がその中に入って、こういう審査請求がありましたというふうな形での説明を行っていくのが基本かなと思っております。これは、町長が決めるとかではなくて、審査会のほうでいろいろ結論を出していくわけです。それで、審査会についても専門の事項をいろいろ調査するに当たって、専門委員会のこと。調査委員会ですね。そういうものを第5条の中にうたってございますので、そういう形でいろいろ、結論を出すまでに時間もかかるのかなと思いますけれども、審査会での決定といいますか、そういう形になっていくかと思えます。それは町長が決める云々ではございませんので、審査会の専門の委員さん方で決めていただく結論になりますので、そういう形になっていくと思えます。

経験がないもので、何とも申し上げられないのですけれども、よその市あたりは結構あるみたいな話も聞いておりますけれども、これは今度、今まで余りはっきりしない部分がありましたので、それをはっきりさせるといいますか、組織自体をはっきりさせて、行司軍配役を町の、その他に関係するものは私はできないと思えますけれども、普通であれば総務課長が行司軍配をしていくのが普通なのだろうなと思っておりますけれども、そういう形で運んでいかざるを得ないのではないかなと考えています。何せ例がないものですから、何とも申し上げられないのですけれども、そんなところでご理解いただきたいと思えます。

2番（笹川修一君） ありがとうございます。今の流れでいくと、区長のほうに住民のほうから不服その他、議員のところにも不服という内容が皆さん考えると、大体区長か議員のほうに来ると思うのです。議員として、議会はあるのですけれども、それは議員として、これは議会通すかどうかあれですけれども、不服出してくれと言わ

れば、それは議員として出さざるを得ないと思うのですけれども、ここの流れとしては。そうすると、それは総務課のほうに出すわけですか。総務課が窓口になって審査委員のほうに出していくとか、これはどういうふうになるかわからないですけれども、多分そういうふうに来ると思うのですよ、私たちのほうに。そうではなくて、議員は私たちは議会のほうだから、議会のほうで言っていきますよというふうに考えた方がいいのか、そこは微妙なのになってくると思うので、それをどのように考えた方がいいのかというのをお願いします。

総務課長（今井 薫君） ただ何かあって出せばいいという問題ではないと思います。その前段があると思います。その前段でおさまっているケースがほとんどだと思うのです、納得してもらっているというのが。それがだから、例え今言いましたけれども、税のことであれば町民課の課長と、それから税の担当者のほうでこういう理由でこういうふうなのですよということで説明をさせてもらう部分だと思うのです。すぐこっちのほうに上げるのではなくて、その前段で納得しているケースがほとんどだと思いますので、こういうことで課税がこういうふうになっていますよという、例えば住宅が建っていないのだけれども、宅地並みの課税だとか、固定ではあるわけですよ、おかしいではないかという町民の方もいられて、区長さんに相談したり、議員の方に相談したりすると思うのですけれども、担当のほうでこういう理由でこういう課税の仕方をしているのですよ、ご理解願えますかという前段があるわけですので、前段でおさまっているということをご理解いただきたいと思うのです。ただ単にすぐ何かあると審査会に上げるのではなくて、その前段で納得すればいいわけですので、その納得しているのが今の状況と申しますか、前段で審査会に上げるまでもなく、その前段でご理解いただいているというケースが多いと思いますので、そういうふうに理解いただきたいと思います。

2番（笹川修一君） これは別に私の意見だけであれではないのですけれども、要はそういうのができるということになると、そういうことをストレートに考える人も増えるというのはあると思うのです。そのときにそうはいつでもというのは、もちろん今までそれで済んでいたから、それは今後ともいうのももちろんそうなのですけれども、ただストレートに考える人も増えるというのはどうかなという、私は意味はそういうのがあるのだという、これを公表するわけですから、そうなるのか。これは私の意見なので、そういうこともあり得るということだけちょっと踏まえたほうがいいのかなと私は今思っています。それは私の意見だけなので、質問ではないので。

以上です。

6 番（椿 一春君） 私も不服審査のものなのですが、具体的に申請の手順ですとか、そういった要綱は大体どれぐらいまでに整理する計画があるのかというのと、今お話の中でいろいろ行政との話し合いの中でどうしても納得がいかない場合に不服申し立てを上げるという手順を今考えられているようだったのですが、どうも私のイメージだと、町民が日ごろ何か不服に思っていることを窓口に行って不服の審査要請を書いて提示すると審査してもらえるのかなというふうなイメージをしたのですが、その辺どうなのか。取り扱いの要綱ですとか、あと開催時期、定期的開催していくのか、案件が出たらどれぐらいで審査をするのか、そういったものの今考えがあったら教えていただければと思います。

総務課長（今井 薫君） 日がないのでございますけれども、4月までに規則の中で書式等もうたわなければだめですので、それを作らなければだめです。

それから、今ほど考え方、行政に対する違法とか不適當な処分、行政が、町のほうでやった処分が不適當だった場合、そういうふうに相手が思った場合は不服審査制度を利用できますけれども、ふだんの部分で何か問題があるから、訴えるとか、そういう形ではございませんので、ちょっと考え方を改めていただきたいなという部分でございます。

定期的に関く云々は、ここにも書いてありますけれども、4条のほうでしょうか、会長ということで、4月早々に、5月の連休ぐらいまでには委員をお頼みして、オーケーをもらって、4人になるか、5人以内でございますので、3人になるか5人になるかわかりませんが、そこで一回審査会という会議を開いていただいて、会長を決める必要があるかと思えます。何かあったときに今度会長名で招集がかかるわけでございますので、そういう形に手順はしていかなければいけないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

6 番（椿 一春君） やはりこれ新しい制度なので、町民の方にこういった制度があるという周知をどういう、「きずな」とかで考えられているのかお聞かせください。

総務課長（今井 薫君） 町がPRしていくほどのものではありませんので、町のこちらの体制としてそういうものをきちんと、上部の法の改正に伴いまして町もちゃんとせよと、きちんと条例も作ってちゃんとしていけよという部分でございますので、それを町民に知らせるという中身でもないのかなと思えますので、今までも何かあれば受けているわけでございますので、町の体制としてちゃんと組織を作ってちゃ

んとやれという部分での法改正ですので、それはちょっと今のところ考えてございません。

4番（皆川忠志君） 言葉の使い方をちょっと確認したいのですけれども、3条で町長が委嘱するというふうになっていきますけれども、審議委員の方は特別職に採用する、任用するという事と同じ意味なのかどうかを、ちょっとここを言葉として教えていただきたい。特別職ですよね。次の議案第15号で特別職の職員で非常勤のものの報酬云々と書いてありますよね。したがって、委嘱という言葉遣いがいいののかどうか、ちょっと私もここで理解しておきたいので、ここは特別職に任用するという事ではないですか。そこのところをちょっと。

総務課長（今井 薫君） 特別職というか、区長さんとかそういう方々もみんな同じ類に入りますので、同じことではございますので、今議長が言われている特別職というのはちょっと私も意味合いがあれなのですけれども、後で議案第15号のほうに出てきますけれども、区長とかいろいろ国保の運協とか、介護の運協とかあるわけではございますので、そういう形の委員さんと同じというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

4番（皆川忠志君） 地方自治法の3条には、特別職は例えば我々議員とか、あるいは町長とか公正に選ばれた方とか、それは第1項から出ていますよね。そこで、あくまでも分類とすると特別職ではないかと思うのですが、そういう考え方でよろしいのですか。

（非常勤特別職ですの声あり）

4番（皆川忠志君） 非常勤特別職ですよね。特別職には間違いのないわけでしょう。ですよ。という分類でいいのですね。

総務課長（今井 薫君） 今まで言っております区長とかそういう方の類いと同類です。そういうふうにご理解いただきたい。

4番（皆川忠志君） それでは、もう一点教えてください。22ページ、3条の任命権者が指定する医師2名によって云々と書いてありますが、これは医師の受けなさいということは、これはある程度の期間を切ってこういうアクションというか、こういうのを起こすのでしょうか。その期間というのはどれぐらいなのか、ちょっと考え方がわかったら。

総務課長（今井 薫君） 基本的に考え方としては3カ月以上休む場合になっております。すみません。期間の関係ではございませんみたいで、その人の状況を見ながら

みたいな形なのです。それで、分限条例の中にもたしか2名以上というふうな形で、これは90日以上休む場合。休んで休職する場合、その場合は90日以上になると1名の医師では、医者信用しないというわけではございませんけれども、2名の医者から診断書を出してもらうという形とっているのです、田上町の場合は。条例でそうなっていますので。分限条例でそうなっていますので。これについては、私も状況によってという今係長のほうに聞いたら、言い方は国に倣っているそうなのですが、もうちょっと勉強しないとまた、要は理解できない部分がありますので、その辺勉強しながら進めていきたいと思っています。

4番（皆川忠志君） 分限だから、これによって退職ということもあるわけだ。お医者さんのあれによって、これはそういうこと、最悪の場合は分限免というのもありますよね。

総務課長（今井 薫君） はい、あります。

4番（皆川忠志君） このところをしっかりとっておいてもらいたいのは、例えば身体的な事由なのか、あるいは精神的な事由なのかを含めて、私もやっていたときは、例えば精神的なものは2年とか、年数大体決めてあるのです、運用上。ここは状況によりけりとかではなくて、ある程度期限、こういうものはどのぐらいだということの目安というか、そういうのは決めておいたほうが良いような私は考え持っていますけれども、どうでしょうか。

総務課長（今井 薫君） 2年というのは、多分休職のあれでいくともう終わりなのです。職を免除……

4番（皆川忠志君） 免の場合。

総務課長（今井 薫君） その前段での話でございますので、あくまでも個人の状況に応じてという話になるのでしょうか。精神的なものですよ、肉体的なものではなくて。精神的なものからきている……

（休職願という……の声あり）

総務課長（今井 薫君） 願いではなくて、医者がだめだろうと。

（それは医者の判断さ。休職願出たときに判断するんであって、それが医者が3カ月で……の声あり）

総務課長（今井 薫君） それでは、係長のほうから細かい点を答えさせていただきます。

庶務防災係長（中野貴行君） 制度の補足なのですけれども、今ほど期間、期間ということなのですけれども、免職されるような場合、休職、病気で休まなければいけな

いということになりますと、休職処分で3年が上限になっているものですから、3年以上勤務できなければその時点で分限免職といって免職になります。今回の条例につきましては、免職とかではなくて降給ということで給料を下げる、そういうような部分の事由について今回条例で定めるということになっていきますので、そのお医者さんの診断でどういう状況なのか、職務の適格性といいますか、仕事がどういふふうなできる状況なのかというのは医師の診断等を見させていただいて、それでの判断ということになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2番（笹川修一君） 今ほどの、要は休職して、本人からの申請、もちろん医者の方の診断書を踏まえて休職ということだと思っております。それに伴って降給が発生するというニュアンスでこの条例ができていくのかどうか。それで、それ以外に、病気以外に職務の問題でやるのと2種類のパターンがあるのかなというのを思っているのですが、休職中は降職、要は給料が落ちるのですが、それについてはどれぐらいを考えているのか。これだとちょっと私も理解できないので、要は休職中だと普通の企業だったら、民間だったら有休使った後にその辺で休職になったときに給料が2割減とか、そういうのだと思うのですが、それは関係ないのかどうか。ある程度正確な、先ほど議長言いましたけれども、それがきっちりとなっていないようなので、そういうものは踏まえているのかどうか。その2つちょっと教えてください。

総務課長（今井 薫君） あくまでもここでは先ほど前段で申し上げたとおり、降給事由について条例で定めているわけです。給料の関係になるとこの条例ではございませんので、別条例になりますので、よろしくお願いたします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 今の議論というのは、これはあくまでも降給できますよと言われた事由によって、それだけの条例ですよ。議長とかいろいろ皆さんが言っているのは、精神とか心身で病気になったときにどういふふうに休めるか、それが2年なのか3年なのか、6カ月なのか3カ月なのかという議論というのはちょっと別だと私は思いますけれども。

（別だけど、運用を聞いているんですの声あり）

4番（皆川忠志君） 今委員長のおっしゃったとおりで、これはあくまでも第3条の中の項目なのだよね。したがって、こういうことができますよという事由を定めたものだと思うのだけれども、我々議員とすると職員の方休んでおられる方もいると思っておりますけれども、職員はどのようなときにどのような不利益をこうむるのか、ちょっとそういう線引きみたいなのがもし仮にあるとすれば、その辺をここで教えて

もらいたいということをはししているのであって、なければある程度の線引きはあってもしかるべきかなというふうに思っているの、そこのところの考え方を聞きたい。

総務課長（今井 薫君） 係長のほうからどのくらいになったら8割程度とか、そういうものを細々した説明をしてもらいます。

庶務防災係長（中野貴行君） 今ほどのお話の休職者が勤務できなくて休まなければいけないと、休職処分になった場合のことを申し上げますと、給与でいいますと、給与条例に基づきまして80%の支給になります。1年間ですけれども。その後、休職は3年間できると申しましたので、その後2年間給与は全く出ませんけれども、共済組合のほうから療養一時金というのが、傷病手当的なものが出ます。そんなような状況になっております。

以上です。

6番（椿 一春君） 町の職員給与に関することなのですが、降給号の第4条のところなのですが、いずれにしても勤務実績がよくないというときに、降号の事由がありとあるのですが、説明の中で従来の勤務評価から人事評価、目標達成したかしないかということに対して評価するものと、そういった項目がなかなか、勤務実績という言葉が出ておりますと、目標達成度というのがなかなか明確に見えてこないというものがあるのですが、どのように目標達成したかしないかという評価というのを考えているのかと、降給、降号によって給料表の中に下位のところへ変更するとありますが、大体給与予算あると、民間のところだとモデルケースがあって、上と下があって、上がる者がいれば必ず下がる者がいるというのですが、大体昇給、降格で目標達成した上位の者は何号上がるとか、下位の者は何号下がる、その上がり下がり給与のほうの幅はどれぐらいに考えているのかお聞かせください。

総務課長（今井 薫君） 本人の状況にもよります。私ども今やっているのは、勤務の評定のということで年2回やっておりますし、その中では特段なかなか課長自身の部下は課長がやっていますので、その中で調子の悪い方もいらっしゃるようですし、いろんなケースがあるのですけれども、例えば係長が調子悪いという、一つの例挙げます。精神的にちょっと調子悪いということで、ここには該当するかどうかわかりませんが、降格というよりも本人がどう考えているかが一番大事なかなと私も思うのです、基本的に。今の立場で係長という立場をやっていけるかどうかというのが一番、自分が今やっている職種の中で、人の部下も指導していかなければいけない立場ですよ、係長というのは。そういう係長が今後自分がその仕事を部下

に指導したりすることがなかなかできない、とてもではないけれども、今の場所ではやっていけないということになれば、自分のほうから降格を出してもらおうとか、ただ成績が余り芳しくないから、落とすとかというのは今のところ考えているものではございません。あくまでも本人がどう考えている部分が一番なのかなという部分があります。

それから、今回の人事評価、出てきますけれども、評価の仕方が変わっていくというふうな形でも出ておりますけれども、基本的には県のほうからも言われておるのが人材育成、職員の育成に使っていただきたいという部分なのです、本人に目標を持たせるということは。評価する意味ではなくて、上げるとか下げるの意味ではなくて、その人の人材育成に使っていただきたいというふうな形で言われておりますし、私もそうだなと思っておりますので、その人を生かす、職の中で生かしていくという意味での一つの評価ができればいいのかなと思っていますのでございます。単に成績が悪い子を落とすとかということではないのかなと思っています。そういうことをやれという、できますよということをやっている条例でございますけれども、ちょっとそれはこの条例は条例として生かしていければいい、人材育成ができればいいのかなと思っていますので、ご理解いただきたいと思いません。

6番(椿 一春君) やはり評価ということで、人材育成というものが本当の狙いだと思うのですが、やはり期の初め、4月に大体自分の職種の求められるスキルがあるわけですが、そのスキルに対してこういうふうになりたいというのをあらかじめ立てると思います。それに対して自己評価があり、達成できたかどうかという自己評価があり、あとそれをまた上長が見て評価する、そういった形でどれだけ成長できたか、平均的な成長だったのか、芳しくなかったとか、ものすごく成長したとか、そういうのがやはり人事評価であって、査定ではないですけども、考課によって給料が上がる、下がるという、そういったのがあっていいのではないかなというふうな目的でこれはただ条例があって、運用は書いてあるのですけれども、降格は職種が自分で認められなかったら自分で出してやるという。今の人材育成という部分には少し離れているのかなというような感じがしますので、むしろ降格条例と付随して町の人材育成をどういうふうにするかというところを整理していくべきではないかなというふうに私は考えますが、それに対して何かお考えあったらお聞かせください。

総務課長(今井 薫君) 私今ほど申し上げたとおり、条例上であるのですけれども、

いろんな評価の仕方があろうかと思imasので、その人を伸ばしていく、今言われているとおりの人材育成に利用できれば逆に、落とすための言い方していますけれども、本来ですとその人をやっぱり育てていくといimasるか、職員一人ひとりを育てていく、育成の部分で評価をつなげていきたいというふうを考えております。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

それでは、議案第10、11、12号の質疑は終わりたいと思imas。

引き続きでは、ちょっといっぱいありますが、議案第15号から25号まで11案件ありますが、関連があるのもあるようでござimasので、一括でいきたいと思imas。

総務課長（今井 薫君） それでは、32ページからになります。議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でござimas。これにつきましては、議案第10号のところで行政不服審査会の条例制定に伴いまして、不服審査会の委員についての部分を足し込む部分でござimas。

内容につきましては、33ページの裏になります。資料ナンバー12を見ていただきたいと思imas。そこで、審査会の委員については加えるというところで日額1万円以内というふうに足していただきたいと思imas。これは、よその市町村の状況も見ながら金額を決めていきたいというものでござimas。そして、その下のところに不服審査会委員ということで、このものを入れ込んだものでござimas。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第16号でござimas。34ページになります。田上町情報公開条例の一部改正でござimas。これにつきましても、先ほどから国の行政不服審査法の改正に伴いまして、今まで審査請求、それから異議申し立てという二本立ての言葉がよく使われてきたかと思imas。これを一元化しようという部分での国の法の改正でござimas。それをあわせて審査請求という言葉に一元化したものでござimas。

内容につきましては、新旧対照表、36ページの裏になります。そのところの新旧をちょっと見ていただきたいと思imasけれども、16条の2を追加し、審理員による審理手続に関する規定の適用除外の部分をうたったものでござimas。

それから、その下の部分については、今ほど私申し上げたとおり文言の整理といimasか、審査請求という言葉に一元化された部分での一部改正でござimasので、よろしくお願いいたします。全部そのような形で入っております。

それでは、議案第17号に移ります。37ページになります。田上町個人情報保護条

例の一部改正でございます。これにつきましても不服審査法の改正に伴いまして、議案第16号と同じような形での一部改正でございます。ほとんど内容は同じものでございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、議案第18号、40ページお願いいたします。議案第18号ということで、田上町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。これも行政不服審査法の改正に伴いまして、審査の申し出人の代表者などがその資格を喪失した場合の届け出義務についての規定の追加とか、あと審査申し入れの提出書類の写しに係る手数料、先ほどちょっと申し上げましたけれども、モノクロが10円でカラーが30円と、そういうふうな所要の改正を行うものでございます。

中身につきましては、新旧対照表で43ページの次からになります。資料ナンバー19ということで、4条の関係では文言の追加です。審査法に伴います文言の追加、それから4条の3項については条ずれがありますので、その部分を訂正、それから6項についても審査法の関係で追加、それから6条に関しましても追加という部分でございます。

それから、次のページをはぐっていただきたいと思いますけれども、6条の2項の部分で申請者の利便性を図るという意味で、オンラインで提出されてもそれを提出された、届け出されたというふうにみなしていくよという部分が1項追加されました。

あとは、手数料の関係、ここにも手数料関係が出てきますけれども、不服審査法と同じような形でモノクロであれば10円、それからカラーであれば30円というふうな手数料の額、それから11条の関係で手数料の減免をうたったものでございます。そんな形です。

それから、議案第19号、44ページになります。田上町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、地方公務員法の改正に伴いまして、先ほどちょっとお話ししたのですけれども、新たな人事評価が導入されることに伴いましてということと、それから今まで人事評価については1月から12月までというふうな形だったのです。それが今度4月から3月ということで、年度で評価しなさいよということで修正をお願いするものでございます。

それから、新旧対照表のほうで説明しますけれども、級別職務の分類表に室長、ご存じのとおり4月から総務課のほうに室長ということで設けますので、それを追加しているという形になろうかと思っております。

それでは、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。46ページの裏からにな

ります。資料ナンバー23とございます。1条については条ずれを直す部分でございますし、それから3条につきましては文言の整理をさせていただくものでございます。

それから、18条の3につきましても条ずれを訂正するものでございます。

それから、19条のところなのですけれども、勤勉手当ということで、これにつきましては今までの勤務の評価から人事評価というふうな形で変えるものでございます。

それから、資料ナンバー25ということで、その裏のページになりますけれども、今ほど申し上げたとおり、職務の4級のところに室長というものを加えさせていただくというふうな形での一部改正でございます。

それから、47ページになりますが、議案第20号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、議案第19号同様に人事評価期間の変更に伴うものの文言の修正を行うものでございますので、よろしくお願いいたします。

48ページの隣になりますけれども、資料ナンバー26ということで新旧対照表、文言の整理といたしますか、言い回しを変えた部分でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、議案第21号、49ページをお開きいただきたいと思います。田上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、地方公務員法の改正によるもので、公表する項目をちょっと追加しているという部分でございます。

50ページの裏側になりますが、資料ナンバー27をお開きいただきたいと思います。これにつきましても今度職員の人事評価の状況ということで1項加えていますし、それから職員の退職管理の状況もということでこの1項目加えられております。それから、資料ナンバー28、一番最後になりますけれども、先ほど申し上げたとおり、一元化ということで不服申し立てが審査請求という言葉に変えてございます。

それから、議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。議案第22号 田上町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。これにつきましても地方公務員法の改正に伴っての条ずれの部分でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、議案第23号、53ページになります。これにつきましても22号と同じような形の条ずれでございます。田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改

正についてということで、地方公務員法の改正に伴いましての条ずれでございます。

続きまして、議案第24号でございますが、55ページをお開きいただきたいと思います。田上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、学校教育法等の一部改正に伴いまして、小中一貫、三条あたりちょっとやっていますか、一貫校。私どもは中高一貫校みたいな形で動いているのですけれども、今度小中一貫校ということで学校教育法の一部改正があります。それに伴いまして、小中一貫校についての義務教育学校が創立される部分について、それに伴いまして育児または介護を行う職員の早出勤務、対象となる子どもの範囲を義務教育学校等に就学している子どもを追加して訂正といいますか、一部改正するものでございます。

中身については、裏のページになりますけれども、資料ナンバー31を見ていただきたいと思えますけれども、1条については条ずれの部分でございます。それから、8条の2の部分でしょうか、育児または介護を行う職員の早出勤務というところの2号がそういうふうな形で変わるものですから、文言の追加をさせていただく部分でございますので、よろしく願いいたします。

それから、議案第25号、57ページになりますが、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴いましての条ずれを訂正いたすものでございます。農業委員会等に関する法律、今度選挙ではなくて、議会の同意を求めて町長が任命するという形になるのでしょうか、そういうことでいろいろ農業委員会も変わっていく部分があります。その農業委員会の法律が変わるものですから、条ずれに伴いまして一部改正をお願いするものでございます。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、質疑のほうは10時15分からにしたいと思います。

休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時15分 再開

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、再開したいと思います。

議案第15号から議案25号まで今説明いただきましたが、質疑のある方どうぞ。

1番（高取正人君） 個人情報の保護条例についてお伺いしたいのですが、運用のほう

なのですが、総務省が指針を出しているのですけれども、田上町としてはそういう指針をホームページとかにアップロードする予定はないのでしょうか。

総務課長（今井 薫君） 一元化したという部分でございますので、異議申し立てとかの部分審査請求という言葉に一元化したと、そのための一部改正でございますので、逆に言いますと、ホームページよりもこれから規則、それからあといろいろな申請書が各課であるのですけれども、それを直していかなければいけない部分いっぱいあるのです、実際の話。申請書が様式を作って印刷してあるものもございませので、それを今後各課のほうで事業課のほうで規則とか要綱の一部改正も含めて、様式も含めて、4月1日に向けて準備をしてもらうというのは事務方のほうの仕事がいっぱいありますので、ここで言っている一元化については別に皆さんから知ってもらわなくてもいいのかなという部分でございますので、よろしくお願ひします。

それから、あともう一つ、今まで60日という言葉が出てくるのですけれども、それについては3カ月という形で期間が延びている部分もございませので、そういう部分で周知しなければいけないのかなと考えておりますけれども、あとは事務方の部分でございますので、こちらのほうで今後大至急対応していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

しばらくにしてないようでございますので、質疑は終了したいと思います。

では、続きまして議案第26号の一般会計の補正予算に入りたいと思ひます。

説明を求めます。

総務課長（今井 薫君） 議案書の59ページをお開きいただきたいと思います。議案第26号ということで、平成27年度田上町一般会計補正予算（第6号）でございます。今回は1条から3条ということでありますけれども、主な内容といたしましては、年度末でございますので、事業がほぼ確定したことによります収入とか支出それぞれの増減整理をお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

内容をお話ししますと、第1条につきましては歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,890万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,008万8,000円といたすものでございます。後のほうでまた2条の繰越明許とか3条の地方債の補正についてはまた後ほどご説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、歳入のほうの中身をご説明申し上げます。議案書の68ページからになります。歳入に関しまして説明をいたします。1項の町民税の関係でございますが、1目の個人については補正額340万円でございます。説明欄見ていただきますと、2

つに分かれておりまして、現年度課税分で500万円、これにつきましては所得の増ということで理解いただきたいと思ひますし、2節の滞納繰越分の関係でございますけれども、減額の160万円でございます。これにつきましては、滞納処分が進んでいるというふうにご理解いただきたいと思ひます。

2目の法人につきましては減額の450万円。これにつきましては現年度課税分ということでございまして、減少による450万円の減額でございます。

次に、2項の固定資産の関係でございますけれども、680万円でございます。説明欄のほうでお願いしますと、現年度課税分ということで400万円、これにつきましては償却の部分が増えているという部分でございますし、あと滞納繰越分の関係では280万円でございます。

それから、4項のたばこ税の関係でございますけれども、200万円お願いするものでございます。予測したよりも本数の売上げが多かったということなのですけれども、昨年と同じくらいの数字でございますので、実績ですと。そういうふう以前年度ということで理解いただきたいと思ひます。

はぐっていただきまして69ページ、入湯税の関係でございますが、補正額、減額の800万円でございます。これにつきましては、利用者の減ということで、特に湯っ多里館の部分で700万円ほど減っております。人数にしますと、当初見込んだのは16万5,000人と見ておったのですけれども、11万9,000人ということで、利用者の減ということでございます。

それから、その下の9款地方特例交付金の関係でございますけれども、27万円、これは交付決定によるものでございますし、その下の10款地方交付税の関係でございますけれども、317万2,000円でございます。これは普通交付税の追加交付があったということをお願いいたします。

それから、12款分担金及び負担金で1項負担金の関係でございますけれども、民生費負担金で677万8,000円の増でございます。これにつきましては、説明欄見ていただきたいと思ひますけれども、老人ホームの関係で減額の6万2,000円、これは4人から2人に減った部分でございますし、保育所の料金の関係で684万円の補正でございます。これにつきましては、保育料見直しということで国のほうもそうなのでございますけれども、今まで年少扶養控除というのをあるものとして計算した部分で金額を設定しておりましたけれども、年少扶養控除が廃止されたことに伴いまして保育料の見直しを行った結果、増という部分でございますし、また保育料の見方も所得税から住民税を基準にして見ておりますので、そういうふうになりました

ので、それによる影響もあろうかと思えます。

それから、衛生費負担金の関係につきましても、いろいろな検診ございますけれども、実績でございます。

70ページの下欄に行きますと、14款国庫支出金の関係でございます。これは、今回補正額265万1,000円でございます。国庫負担金につきましても、社会福祉費負担金ということで1節657万6,000円でございます。これにつきましては、障害者の自立支援諸費ということで利用者が多かった部分でございます。国のほうからは2分の1補助となっております。

それから、2節の児童福祉費負担金で減額の256万9,000円でございます。これは今までの広域入所の関係ございますので、これについても実績ということでお願いいたします。

それから、その下の3節につきましては減額の135万6,000円。これは交付決定ということの実績です。交付決定によるものでございます。

それから、その下の衛生費国庫負担金についても、これは未熟児医療の関係でございますけれども、減額の19万5,000円、これも交付決定によるものでございます。

はぐっていただきまして、71ページでございます。国庫補助金の関係でございます。1目総務費国庫補助金で補正額498万3,000円でございます。これにつきまして若干お話をさせていただきたいと思えます。説明欄見ていただきたいと思いますけれども、社会保障・税番号制度システムの整備補助金ということで、これ10分の10の補助でございますが、確定によるものということで減額の170万9,000円でございます。その下の結婚新生活支援事業費補助金でございますが、これは新しい国の補助事業でございます。これは後ほどまた繰り越しの話はしますが、繰り越して来年度この事業をやるということで67万5,000円、これは4分の3補助でございます。内容につきましては、家賃支援補助でございます。条件がちょっと違っておりまして、夫婦の所得で300万円未満の世帯について補助していくというものでございまして、今のところ月額、1万円の補助というのは前からやっていますけれども、1万5,000円の補助を行います。そうすると、5件分だけ見ておりますので、1万5,000円掛けることの5件、12カ月掛けるとその数字になりますので、よろしく願いいたします。これは繰り越し事業になります。繰り越し事業になるのですけれども、これは県との絡みもございまして、4月の15日以降でないとその事業が進められないということで県のほうから連絡が入っております。その下の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金でございますけれども、これも600万円という数字

が入っているのをございますけれども、事業費自体は1,200万円。これ人口に応じてということで1,200万円。その2分の1を補助するよという部分でございます。残りの600万円については起債がききますよということで、後ほどまた説明させていただきます。これも繰り越して来年度事業でございます。

それから、その下の選挙費の補助金ということで金額1万7,000円でございますけれども、システムの改修ということで、ご存じのとおり28年の参議院選挙ぐらいになりますでしょうか、今度18歳に引き下げられますので、それも2分の1補助ということでの今のうちに開始しておく事業でございます。

それから、2目の民生費国庫補助金でございますけれども、補正額は5,535万2,000円でございます。これにつきましては、説明欄の一番下のところといたしますか、1節の低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時給付金事業でございます。これも繰り越しとなります。国のほうでは参議院の選挙前までには配れというふうな内容になっているかと思えます。お一人様3万円の対象者が1,700人ということで、65歳以上で住民税が非課税という方に対しての給付金でございます。これが一番大きくて5,417万円でございます。

それから、その下の2節の関係でございますけれども、児童福祉費補助金で155万8,000円でございます。これにつきましては、2段目の子ども・子育て支援交付金ということで、これ放課後児童の関係でございます。当初ここに組んでいなくて、県補助からの組み替えということで182万7,000円でございます。

それから、3目の衛生費国庫補助金、減額の3万6,000円、これにつきましては実績ということで、がん検診等の実績でございます。

それから、4目の土木費国庫補助金、減額の870万円でございます。これにつきましては、実績に伴うといたしますか、交付決定に伴うそれぞれの精算でございます。

それから、5目の教育費国庫補助で1万6,000円、これにつきましても交付決定によるものでございます。

72ページに移ります。委託金の関係でございますけれども、減額の6万5,000円、これも才歩川水門他の操作の実績でございます。

それから、15款県支出金の関係でございますけれども、民生費県負担金の関係で77万7,000円でございます。この1節、それから2節、3節等につきましては、それぞれ実績とか交付決定によるものでございますし、それから2目の衛生費県負担金につきましても同じことでございますし、3目の農林水産業費県負担金、減額の360万円ということで、これも交付決定によるものでございます。

はぐっていただきまして73ページ、今度2項の県補助金の関係でございます。1目の民生費県補助金の関係で補正額86万5,000円でございます。それぞれ実績に応じて、あるいは交付決定によつての整理でございます。

その中で2節の児童福祉費補助金ということで、先ほど国のほうで申し上げましたけれども、子ども・子育て支援交付金ということで、これが先ほど申し上げたとおり放課後児童の関係でございますので、先ほどと同じような形での組み替えでこちらのほうに上げさせていただくものでございます。

それから、2目の衛生費県補助金の関係では51万8,000円、それぞれ実績でございますし、3目についても実績でございます。

4目につきましては、農林水産業費県補助金、減額の340万5,000円でございます。これにつきましては、一番大きなのが5節の多面的機能支払交付金事業補助金の関係でございます。これにつきましては、農地・水の関係でございます。近々湯川地区とか、それから上横場のほうで圃場整備が行われる予定があるということでの中止をさせていただいた減額の406万5,000円でございます。

それから、5目の土木費県補助金につきましては減額の53万円でございます。これは実績となります。

それから、6目の教育費県補助金の関係で減額の239万3,000円でございます。これは先ほど申し上げたとおり、組み替えたという部分でございますので、丸々239万3,000円を減額するものでございます。

74ページに移ります。3項の委託金の関係でございます。総務費委託金で減額の424万2,000円でございます。内容については、県議選挙が無投票であった部分の減額、それから統計調査費の関係で交付決定が出ましたので、それぞれ整理させていただくものでございます。

それから、16款の関係で財産収入の関係でございますけれども、財産の貸付収入ということで減額の45万3,000円、それぞれ教員住宅の関係とか、それから交番敷地とかふれあい広場の貸付料についてはそれぞれ固定資産の単価の減に伴いまして減っているという部分でございます。

それから、同じく財産収入の関係で一番下になりますけれども、2項の財産売払収入ということで、不動産売払収入54万7,000円でございます。これにつきましては、法定外公共物ということで宅地並みに売れたということでございますので、54万7,000円。面積につきましては54.54平米でございます。

はぐっていただきまして75ページ、寄附金の関係でございます。2目の指定寄附

の関係で361万1,000円の補正でございます。これについては、ふるさと納税の関係が一番大きくて、全体で118件でございます。金額が275万8,000円でございます。それから、ロビーコンサートの関係で100万円寄附あったという部分もここに入っております。

それから、18款繰入金の関係でございますけれども、特別会計繰入金ということで、後期高齢者医療の特別会計繰入金で89万4,000円でございます。後期高齢の関係の繰入金でございます。

それから、同じく18款で2項の基金繰入金ということで財調、今回戻し入れということで1億3,476万7,000円を計上させてもらっております。

それから、19款繰越金の関係で1,736万4,000円でございます。

それから、76ページに行きまして20款諸収入、受託事業収入ということで、衛生費受託事業収入4万9,000円、実績でございます。

それから、同じく20款での雑入でございます。881万3,000円の補正でございます。それにつきましては、2節の実費受け入れ収入ということで、保育所の一時受け入れ実費ということで、実績に応じてという部分で減額の23万6,000円、それから3節の還付金及び交付金ということで一番大きなのが市町村振興基金交付金ということで、宝くじの関係の交付金でございます。これが426万6,000円でございます。その下の新津郷土地改良区の総代選挙、減額の20万2,000円でございますが、これは無投票であったということでございます。雑入につきましての498万5,000円、実績でございます。

それから、21款町債の関係でございますけれども、土木費の関係で減額の440万円でございます。これは本田上・横場線の関係の社会資本の交付金ということで決定に伴うものでございます。

それから、消防債については30万円ということで、これも積載車の請け差というふうにご理解いただきたいと思っております。

それから、はぐっていただきまして77ページになりますけれども、同じく町債の関係で4目の全国防災事業債ということでマイナスの790万円でございます。これにつきましては、当初起債がきくだろうということで、県のほうとも協議しておったのですけれども、羽生田小学校の天井、吊り天工事したのですけれども、それが起債の対象外だったということで、ここから落とさせていただく部分でございます。

それから、6目の総務債でございますけれども、600万円、これにつきましては先ほどちょっとお話ししたのですけれども、情報セキュリティ強化事業ということで

説明させていただきましたけれども、その部分の1,200万円の半分の600万円ということで計上させていただきましたものでございます。

議会事務局長（中野幸作君） 78ページになります。歳出に入りますが、1款議会費、議員期末手当、それから会議録作成委託料、いずれも減額でございますけれども、不用額の整理を行うというものでございます。

総務課長（今井 薫君） それでは、その下の2款総務費の関係でございます。1項総務管理費、1目の一般管理費2,134万6,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、説明欄を見ていただきたいと思いますけれども、共済費の関係で減額の140万円、これにつきましては標準報酬月額というのが導入されました。今までですと、みなし手当ということで、給料の月額掛ける25%がみなしで給料月額と合わせての掛金の算定の基礎の数値になっておったのですけれども、これが標準報酬月額制度に変わりました、実際に支給された諸手当というふうな形に変わりましたので、その部分でもとになる数字が減ったという部分で140万円の減額でございます。

その下のその他事業につきましては、2,160万円お願いするものでございます。

委託料で、先ほど歳入のところで申し上げましたけれども、セキュリティ強化対策整備事業の委託料ということで、マイナンバー絡みでございまして、システムの関係でございまして、今度マイナンバーの絡みで情報が外に出ないという部分で強化せよという部分でございます。L G W A Nの接続系とインターネットの接続系を分けると、ちゃんと分割せよと、そういうことを国のほうから指示がありまして、1,200万円くれると、人口割だと先ほど話ししましたけれども、ところがそんなお金では足りませんので、実際には2,160万円かかりますよという部分での補正でございまして、2分の1補助でございます。起債がききます。半分は起債ということでございまして、1,200万円のうち。そういう形での委託事業を繰り越しになります、先ほど申し上げたとおり。繰り越してやるという部分でございます。

それから、社会保障・税番号制度のシステム整備事業でございますけれども、これにつきましては中間サーバーの負担金ということで減額の95万円、これはもう終わってございます。これは100%補助でございます。

それから、その下の個人番号カード関連事務負担金ということで209万6,000円、国に納める負担金でございます。これにつきましては、マイナンバーカードが当初国のほうで1,000万枚出るだろうということでの負担金があったわけでございますけれども、それが2,500万枚に増やされた部分での町の事務負担金でございます。

それから、飛んでいただきまして79ページをお願いいたします。10目の少子化・定住対策費でございます。296万8,000円をお願いでございます。

説明欄見ていただきますと、積立金のほうに新しい条例を作って子どもたけの子基金のほうに積み立てていこうという部分、ふるさと寄附金の関係の一部でございますけれども、206万8,000円を積み立てるものでございます。

それから、その下の結婚新生活支援事業ということで90万円でございます。これについても繰り越して、先ほど申し上げたとおり繰り越す部分でございます。夫婦で300万円の所得未満の方、月額1万5,000円、家賃支援の関係でございます。よろしくをお願いいたします。

その下の4項選挙費の関係でございますけれども、これにつきましては1目の選挙管理委員会費のほうで3万5,000円、先ほど歳入のほうで申し上げたとおり18歳に引き下げられますので、県の補助が2分の1入ってきます。250人ぐらいいっぱいになるのでしょうか。18歳から20歳までの子どもたちが、対象がそれだけ増える、250人程度増えるということをお願いいたします。

それから、2目の県議の関係でございますけれども、減額の368万5,000円、これは無投票だったことによる減額でございます。

それから、81ページでございますけれども、町議の関係でございますけれども、これも減額の485万3,000円でございます。

それから、82ページの4目の新津郷土地改良区の総代選挙につきましても同じく無投票でございましたので、20万2,000円の減額でございます。

それから、83ページになりますけれども、5項の統計調査費ということで、2目の統計調査総務費のほうで減額の47万2,000円、これは執行残を整理をさせていただくという部分でございます。

総務課のほうはとりあえずは以上です。

産業振興課長（渡辺 仁君） それでは、続きまして産業振興課のほうからご説明申し上げます。

飛んでもらって92ページでございます。5款1項労働費、1目労働諸費でございます。64万3,000円の減額をお願いするものでございまして、地方バス路線対策補助金ということで、補助金額の確定による減でございます。減額の理由としては、他市町村での廃止代替路線の廃止、ここを通っているのも廃止代替路線ということなのですけれども、その廃止や減便による人件費等の減によるものと、あと燃油購入単価、要は軽油の単価が若干低目に推移したことによる燃料費の減ということで、

全体としては額として64万3,000円の減額補正ということでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、4目水田農業構造改革対策事業費ということで120万円お願いするものでございまして、これは12月議会でもお願いしたことなのですけれども、経営転換協力金、いわゆる農業をリタイアする方に全額国費出ていますということで、今回は2.4ヘクタールの方が1件、これが70万円、1.4ヘクタールの方が1件50万円ということで、合わせて120万円の交付でございます。

続きまして、93ページをお開きください。6目は地域整備課でございますので、私の説明の後説明をしていただきたいと思います。

8目のほうでございます。多面的機能支払交付金事業費ということで614万1,000円の減額でございます。歳入のほうで総務課長もお話ししたとおり、県のほうより秋ぐらいだったと思うのですけれども、本年度上横場と湯川地区、両方とも仮同意まで圃場整備のほうが進むということでございまして、県のほうがそこまで進んだのであれば長寿命化の仕事を、U字溝を伏せたりということなのですけれども、同じようなことを圃場整備でもやるわけですから、そこまで話が進んで、圃場整備が目の前に見えてきたのであれば今年度は中止したほうが良いという話になりまして、旧小須戸のほうもやっているのですけれども、そちらもあわせて今年度中止ということにさせていただいております。それによる減額でございます。

続きまして、94ページ、7款1項商工費、商工業振興費ということで25万円の減額でございます。これは工場設置奨励金ということで、当初予算には小林製作所さんのがのっていたのですけれども、26年度の交付単価で見えておりましたので、若干下がっておりますので、その差額を減額させていただくということでございます。

3目の観光費72万5,000円の減額です。護摩堂事業で13節51万5,000円の減額、あじさい園の維持管理委託料22万1,000円の減額、護摩堂山ふれあい広場維持管理委託料29万4,000円、これはいずれも実績による減額でございます。あと、観光事業ということで21万円の減額でございますけれども、8節の報償費、各種協賛記念品ということで、湯っ多里館の入館券、これを観光PRとかに使っておったのですが、当初800枚を予定していたのですが、実績で今のところ350枚ぐらい、予備も含めて450枚ぐらい、残りの350枚不要ということでございますので、減額させていただきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） 93ページの冒頭に戻らせてください。6款農林水産業費、1項農業費、6目の農地費でございますが、1,574万9,000円の減額をお願いするも

のでございます。説明欄をお願いします。農地一般事業で繰出金でございますが、28節繰出金1,076万2,000円の減額をお願いするものでございます。これについては、後でまたお話ししますが、集落排水事業特別会計の繰出金の歳出に合わせての減額でございますので、よろしくをお願いします。

次に、国土調査事業でございますが、総額で498万7,000円の減額をお願いするものでございます。内容については、4節、7節、8節、13節ということで一番大きいのが13節の委託料でございますが、259万円の減額をお願いするもので、いずれも交付決定によるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、交付決定によるマイナス率というか、減額率というか、採択率ですが、75%ですから、25%減ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、94ページでございます。8款土木費、1項道路橋梁費、2目の道路維持費でございますが、753万1,000円の減額をお願いするものでございます。その内容につきましては、舗装補修工事業で643万6,000円、これも交付決定による減額でございます。及び請負請け差等でございます。

1ページはぐっていただきたいと思ひます。橋梁修繕工事業でございますが、109万5,000円の減額でございますが、これも13節の道路ストック総点検117万6,000円でございますが、これも交付決定による減額でございます。及び19節の負担金補助及び交付金でございますが、橋梁長寿命化修繕計画負担金8万1,000円、これは技術センターに納めるものなのでございますが、まことに申しわけございません。本当に今後このようなことがないようにいたしますが、正直お話しして、当初予算に計上するのを忘れてございましたので、ここで上げさせていただきたいものでございますので、よろしくお願ひいたします。

次に、4目の道路新設改良費でございますが、378万4,000円の減額をお願いするものでございます。右側の説明欄をお願いします。道路改良工事業で15節の本田上・横場線、先ほど来話している交付決定による減額でございますが、348万8,000円、本田上・横場線の歩道の絡みでございます。次に、舗装新設工事業でございますが、29万6,000円、15節でございます。これは請負請け差でございますので、よろしくお願ひいたします。

次に、2項1目の河川総務費でございます。24万6,000円の減額をお願いするものでございますが、説明欄を見ていただきたいと思ひますが、負担金補助及び交付金、中店排水路の整備工事負担金の精算によりまして24万6,000円の減額をお願いするものでございますし、北陸ガス工事負担金ということで椿寿荘の前のところで北陸ガ

スの掘り穴を調査したところ、町の水路部分が影響するというので、改めて町の水路が原因だよということで北陸ガスに工事負担金として22万6,000円をお支払いするものでございますので、よろしく申し上げます。

次に、2目の河川改良費でございます。304万6,000円の減額をお願いするものでございます。河川改良総務事業の13節の委託料で6万5,000円の減額ですが、これは実績によるものでございます。次に、河川改良工事業でございますが、298万1,000円の減額をお願いするもので、その内容でございますが、さきの所管事務調査でお願いしましたが、15節の工事請負費298万1,000円ということで、中江川支流の河川改良工事の減額をすっかり落とすものでございます。その内容でございますが、新潟県が行う浚渫工事業との関連や河川管理者との協議、工法的なもので、それらが調整が整わなかったため、今回当初予算、ここで落とさせていただいて、28年度早々発注し、取水期までに合わせたいということでございますので、ご理解をお願いします。よろしく申し上げます。

次に、3項3目の下水道対策費でございますが、4,414万6,000円の減額をお願いするものでございます。これは、後でまたお話ししますが、下水道事業特別会計の繰出金でございます。この歳出に合わせての減額でございますので、よろしく申し上げます。

次に、4項1目の住宅管理費でございます。421万2,000円の減額をお願いするものでございます。1ページおはぐりください。その内容でございますが、耐震診断補助金として32万円の減額、これは実績に合わせてでございます。当初予算で5件見ていたものが1件だったもので、それらの減額。それから、耐震改修補助金3件見ていました。それが申請がゼロ件だったので、195万円、3件分丸々の減額。それから、住宅リフォーム補助金で194万2,000円の減額をお願いするものですが、本年度は27年度の見込みでございますが、31件の申し込みがございまして、305万8,000円を使わせていただきました。上限10万円という補助金です。平成26年度に比べて、26年度は23件でしたので、今年が31件でございましたので、少しは伸びているということでございまして、その余った分というか、申請以外の部分のものを194万2,000円の減額をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

総務課長（今井 薫君） それでは、公債費の関係になりますが、100ページお開きいただきたいと思っております。公債費の元金と利子の関係でございます。ご存じのとおり利子が下がっていますので、見直しといえますか、行われました。元金のほうで40万

1,000円をお願いいたします。それから、利子のほうでマイナスの468万5,000円でございます。当初2%ぐらいのやつが0.8ぐらいに下がっていますので、その影響でございます。

それから、議案書戻っていただきますけれども、繰越明許費の関係で64ページを開いていただきたいと思えます。64ページの総務費の関係になりますけれども、先ほど歳入歳出のほうでお話ししましたけれども、総務費の総務管理費の部分でセキュリティ強化事業ということで、マイナンバー絡みのセキュリティの関係でございますが、2,160万円、それから結婚新生活支援事業ということで90万円でございます。それから、65ページの地方債の関係でございますけれども、情報セキュリティ強化事業ということでの600万円を地方債の対象とさせていただきます。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、議案27号、28号を一括して説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

それでは、ページでございますが、議案第27号、101ページになります。平成27年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出それぞれ1億7,425万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,557万1,000円とするものでございます。その内容でございますが、年度末に至り事業がほぼ確定したことにより、収入支出それぞれの増減整理をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、歳入からお話しします。106ページからになりますので、申し上げます。1款1項1目の下水道事業負担金でございますが、補正額2万6,000円をお願いするものでございまして、これについては2件分の新しい家が建ったということで負担金を徴収するものでございます。

次に、1項1目の下水道使用料でございます。補正額463万円の減額をお願いするものでございます。その内容でございますが、下水道使用料、前年同時期に比べまして7,776立方ほど少ないわけなのでございますが、それらの理由で現年度使用料500万円を減額お願いするものです。その主な内容でございますが、あじさいの里のお風呂の改修に伴う使用料の減や先ほど来お話があった湯っ多里館の使用料の減、その他湯田上温泉等の大口の使用料の減、あわせまして前年同時期に比べて7,700立方ぐらい使用料というか、使っていただいていないということになりますので、現年使用料を500万円ほど減額させていただきたい。

次に、2節の滞納繰り越し分は37万円ということで、古いものなのですが、下水

道使用料の滞納繰り越し分頑張っっていっぱい取ってきたという、予算に比べていっぱい取ってきたということでご理解をしてください。

次に、1項1目の下水道事業費国庫補助金7,379万1,000円の減額をお願いするものでございます。それらは、社会資本整備交付金ということでの国の補助金でございます。したがって、先ほどからお話ししている国の採択率の関係で下水道についてはさらに厳しくて、採択率がほぼ60%でございましたので、事業が60%しかできなかったという理解のもと、交付決定に合わせて7,379万1,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、4款1項1目の繰入金については、一般会計の繰入金ですから、歳出に合わせての減額4,414万6,000円をお願いするものですし、1項1目の繰越金の389万1,000円については平成26年度の繰り越しをここにずばっと充てるということでございますので、よろしく申し上げます。精算するという意味合いです。

次に、6款3項1目の貸付金元利収入でございますが、50万円の減額ということで、不用額の整理をお願いすることなのですが、要は排水設備等設置資金貸付金元利収入ということで1戸当たり25万円を2戸分今回減額させていただくということでございます。3件分を見ていたものを2件分減額させていただくということでございます。したがって、歳出のほうも減らすということになります。

次に、1項1目の下水道事業債でございますが、減額の5,510万円の減額をお願いするものでございまして、特環補助事業分、これ改築更新の補助事業の裏分ということで5,810万円、先ほど来話をしている採択が60%でしたから、その分の裏の部分も減額をするということですし、特環単独事業分ということで補助対象外のものを300万円詳細設計によりここで計上したことによる下水道事業債の補正でございますので、よろしく申し上げます。

次に、歳出をお願いします。108ページになります。1款1項1目の一般管理費でございますが、366万4,000円の減額をお願いするものでございます。その内容でございますが、説明欄にあるとおりでございます。旅費、貸付金、公課費ということで、消費税の確定によりまして306万円の減額をお願いするものでございます。26年度の確定と27年度の間接分を合わせて306万円の減額ということでございます。

次に、2項1目の管渠維持費でございますが、329万5,000円の減額をお願いするもので、これらについては不用額や請負請け差等の整理でございますので、説明欄を見ていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、2目の処理場管理費でございますが、1,287万5,000円の減額をお願いする

ものでございます。その大きなものは、説明欄で見ていただく一番下の修繕料769万3,000円ということで、適正な維持管理や今年度壊れ物が余りなかったことから769万3,000円を歳出から減額するものでございます。

次に、1ページおはぐりください。委託料でございますが、488万2,000円の減額をお願いするものでございますが、これらについては請負請け差でございますので、説明は請負請け差でございます。

次に、1項下水道事業費、1目の下水道事業費でございますが、補正額、減額の1億5,306万3,000円でございます。その内容についてご説明申し上げます。説明欄で説明させていただきます。特定環境公共下水道事業の汚水の絡みでございますが、1億2,448万7,000円の減額でございます。それらの内容でございますが、先ほど来からお話をしている交付決定によりましての減額でございますので、それぞれ減額でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、公共下水道事業の汚水でございますが、13節委託料2,846万8,000円ということでございますが、今年度一番上の汚水処理整備計画策定業務でございますが、697万6,000円、今回基礎調査のみというだけでございますので、その金額を減額させていただくものでございます。

次に、都市計画法図書作成業務委託、下水道法事業計画図書作成業務委託、いずれもこの2つについては平成28年度への先送りのための減額でございますので、よろしくお願ひします。

次に、公共下水道事業、雨水の委託料でございます。10万8,000円の減額で、これは請負請け差等でございますので、よろしくお願ひします。

次に、3款公債費、1項公債費でございますが、元金が16万4,000円の追加をお願いするものでございます。2目の利子は151万7,000円の減額をするものでございまして、一般会計同様公債費の整理をお願いするものでございまして、当初予算に見ていたものから実際の利率に合わせて元利均等払いということで整理するものでございますので、よろしくお願ひいたします。

おはぐりください。次に、議案第28号でございますが、田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ749万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,190万6,000円とするものでございます。その主な内容としましては、先ほど来話が出ている年度末に至り、事業がほぼ確定したことにより増減整理をするものでございますので、よろしくお願ひします。

それでは、歳入からお話しします。116ページです。よろしくお願ひします。1款

1 項の 1 目の農業集落排水事業分担金でございますが、補正額13万8,000円ということで、受益者分担金ということで、上横場地内のある 1 件で住宅が建ちまして、一括納入していただきましたので、13万8,000円を追加で補正しました。

次に、使用料でございます。農業集落排水使用料については、補正額12万5,000円の追加をお願いするものでございまして、この内容でございますが、2 節の滞納繰り越し分という、これ滞納整理によりまして、予算に対していっぱいもらえたよという意味合いで12万5,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、3 款 1 項 1 目の繰入金でございますが、1,076万2,000円の減額をお願いするものでございまして、これは一般会計繰入金でございます。歳出に合わせての歳入の減でございますので、歳出のほう後で説明させていただきます。

次に、4 款 1 項繰越金でございますが、300万5,000円の追加をお願いするものでございまして、これは平成26年度の繰越金をここで充てる、精算するというところでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、1 ページおはぐりください。117ページになります。歳出を説明させていただきます。1 款 1 項 1 目の一般管理費でございます。補正額57万9,000円の減額をお願いするものでございまして、その内容につきましては消費税の確定によりまして57万9,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、1 款総務費、2 項施設管理費、1 目の管渠維持費でございますが、266万8,000円の減額をお願いするものでございます。その内容でございますが、集落事業の需用費、修繕料、今年も不具合がなかった部分がいっぱいありましたので、266万8,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、処理場維持費でございます。424万7,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄申し上げます。需用費でございますが、光熱水費でございますが、電気料等でございます。精算見込みに合わせて20万円の減額をお願いするものですし、処理場修繕料につきましても、予算は計上していたのですが、今年使う不具合がなかったということで404万7,000円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

ちょっといっぱいありまして、時間もかかったようでございますので、自席で少し休憩をしていただき、皆さん質問もあるので。

午前 11 時 15 分 休 憩

午前11時18分 再開

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、再開したいと思います。

それでは最初に、議案第26号、一般会計の補正予算からいきたいと思いますが、質疑のある方どうぞ。

1番（高取正人君） 78ページ、2款総務費、1項総務管理費で項目1番、一般管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策整備委託ということなのですが、この内訳について構内LANとインターネットを分けるということなのですが、インターネットにつなぐ場合にルーターで接続しているのか、ファイアウォールを使って接続しているのかちょっと聞きたいと思ひまして、また構内LANということなので、セグメントを分けているのか、IPアドレスとかのサブネットマスクで分けているのか聞きたいと思ひます。

総務課長（今井 薫君） 係長から詳細。

企画財政係長（渡辺 聡君） 今庁舎内の現状でいいますと、インターネットの接続に関してはファイアウォールで接続しておりますし、セグメントに関しましては今はL3で振り分けをしているような状況だと思ひます。

以上です。

1番（高取正人君） あともう一件なのですが、定期的に情報セキュリティの内容を評価するということなのですが、庁内のセキュリティの強化というのは何年ごとにやられていますか。例えばUSBメモリー使ってはいけないとか、接続できるパソコンは何台までとか、そういうふうな、やっているかと思ひますので。

企画財政係長（渡辺 聡君） 何年という刻みではありませんけれども、一応随時職員の数も変わってまいりますし、パソコンの台数も変わってまいりますので、異動があった際には随時更新をしているような状況になっています。

以上です。

5番（今井幸代君） 歳入の町税の入湯税に関して入り込み客数の減ということで減額補正しておられるのですけれども、湯っ多里館の落ち込みがひどいということなのですけれども、近隣の状況なんかはどのような状況なのでしょう。全体的に落ちてきているのか、当町だけのことなのか、その辺わかれば説明願ひたいと思ひます。

産業振興課長（渡辺 仁君） 私ども昔からというか、平成13年のオープンのときから市町村が設置をした第三セクターとか直営の温泉施設とかと情報のやりとりをしております、毎月毎月入館者の報告がございます。ただ、ここのところ5年ぐらい前から見ると、どこも大体は落ちています。ただ、年間で五、六万人ぐらいのとこ

ろは低いままで安定はしているのですけれども、大手というか、我々よりも、田上よりも多いところは二、三カ所あったのですけれども、軒並みやっぱり落ちているような状況です。その辺は多分人口減少もあるとは思いますが、こっちの言い訳ではないのですけれども、一時期の日帰り温泉ブームというのは若干は影を潜めたのかなと思っておりますし、当方にしては湯っ多里館に関してはやはり落ち込みの度合いも高いのですけれども、やはり2カ月の休業とここの要は料金の値上げ等も響いているのかなということでございますので、5年ぐらい前からで増えているというところはほとんどない、1件あったかな、ちょっと名前まで出すとあれだ思うのですけれども、観光施設を新たにオープンさせたところが1件、その5年ぐらい前よりは状況がよくなっていますけれども、ほとんどは横ばいか減の状況が続いているようでございます。

以上です。

5番（今井幸代君） ありがとうございます。近隣の状況も相当厳しいというふうに耳にしているので、今伺ってやはりなというふうに思っております。27年の1月から指定管理が始まって、またリニューアルオープンということで、実際は補修、改修というところだったのだけれども、名目的にはリニューアルオープンということで、必要以上に少し期待を持たせてしまった背景というのもあって数字も来ているのかなというふうに思っておりますので、指定管理だけの原因でここまで来ているわけでもないのだろうなというふうに思っておりますので、その辺情報共有等今後もしていっていただきたいなと思っております。

以上です。

6番（椿 一春君） ただいまの質問に関連してなのですが、減っているというのはわかったのですが、具体的な数字ですとか、何%ぐらいというのはわかるものでしょうか。聞かせてください。

産業振興課長（渡辺 仁君） 資料後ほど出します。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 出せるものであれば後で出してください。

5番（今井幸代君） 予算委員会もあるので、そのときまたちょっと詳しく教えていただければと思うのですけれども、確認で繰り越しで90万円国から結婚新生活支援事業費補助金ということで、世帯年収、夫婦で300万円以下の場合には1万5,000円家賃補助するということなのですからけれども、町が今までやっていた収入にかかわらず1万円補助するというものと別で、また300万円以下の方だと1万5,000円という形で、そこは例えば両方一緒ということはないですよ。片方、片方でどちらかというこ

とでよろしいですよ。ありがとうございました。一応それだけ確認。

4番（皆川忠志君） 1点だけ。97ページの耐震の補助金、それから改修、住宅リフォーム、これはほとんど年度末を見越してマイナスだというふうに思うのですが、大震災から5年たとうとしておりますけれども、皆さんの耐震に対する意識は問題あるかと思うのですが、町が見込んでいるより少ないということは、やっぱり事業計画がうまくいっていないと、対象はあるというふうに思っているのですが、もう少しPRというか、本当にこういうのがあるのだよというのを町民が知っているのかどうか、この辺の考え方というか、これをちょっと教えてください。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、今ほどのご質問ですが、耐震の関係は前々からも委員会から言われていまして、診断する人はいます。でも、改修するということになると、このものは56年の建築基準法の改正以前のものしか該当はいたしません。したがって、住宅の年齢がかなり年寄りになっていますから、例えばリフォームするとか、新しく家を作るという方が多いという部分になります。というのが多いのかなというふうに認識しています。

それで、リフォームの関係でございますが、同僚議員の方々からも本当に指摘を受けるのですが、上限10万円ですから、50件、予算としては500万円ほど計上してございます。そのうち26年度が23件、27年度が31件で少しずつは伸びています。私どもとすれば、PRについては当然町のホームページ、それから最近では各不動産会社のほうにもチラシ等も置いてありますし、年に2回の広報紙でも周知はしておりますが、やはり景気的情勢とも連動してきますので、最終的には10万円の補助金があっても母体のお金がかかるものですから。ただ、実績としては平均は120万円前後だったというふうに思っています。要は単純に言えば消費税分ぐらいがこの補助金でいただけるのかなんていうふうな、大小さまざまなリフォームありますけれども、その形で今後とも周知に、来年もやる予定でございますので、今後ともそういう予定で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

4番（皆川忠志君） 実情はわかりました。私もリフォームするときは大体水回りが多いのだよね。水回りって金かかるのです。今の話はわかりましたけれども、これからはぜひ、今後リフォーム増えてくると思うのです。リフォームをなぜ私増やしたいかという、そのまま町に住んでいただけるからです。リフォームしたら、はい、食い逃げというわけにいかないですよ。直したらすぐどこかへ行くということではないので、リフォームをもっと力を入れなければいけないと思うのです。そこに住んでいただくということだから。そういう面で住宅政策みたいな、そういう観点

からも物事を考えたほうがいいのではないかなというふうに思っていますので、これは私の意見です。

5番（今井幸代君） 74ページ、財産収入の教員住宅に関してなのですが、今実際に入居者どれぐらいの方がいらっしゃるのかというのが1点と、教員住宅をどうするのかというのが大分前から少し話題には出ていて、教育委員会のほうは総務課のほうに移管して公営住宅みたいな形もあるのではないかみたいな話が出たりとかいうのも耳にしたりするのですが、実際今教員住宅、何か庁内の中で方向性といいますか、今後どういうふうにしていくのかみたいな話というのが出ているのか、その辺もしあれば説明お願いしたいと思います。

総務課長（今井 薫君） 考え方といたしましては、羽生田のところと田上小のところに2カ所ございます。ちょうど5年前の東日本の震災以降住めるようにということで一部手直しをしてきた経緯もございますし、ちょこちょこ修繕があればやっているとというふうな形で教育委員会のほうから聞いております。今のところ人数的に申し上げますと、羽生田の教員住宅はご存じのとおり田畑が1人住んでいますし、もう一人の方がお借りしているという状況でございます。2名なのかな。それから、田上小学校については学校の先生ではなくて補助員の方がしばらく満室といいますか、そういう形で借りていたというのを聞いていますし、1人減ったというのも聞いていますので、今のところ羽生田は2人、田上のほうは、私申し上げたとおり、学校の補助員の先生が一時借りていたのですが、その方がいなくなったということで、今現時点ではゼロというふうに聞いております。これから先については、特に監査委員のほうからも言われておまして、羽生田のところはあんなところみんなぶっ壊して更地にして売ってしまえという考え方がありまして、住んでいる以上はしょうがない部分もあるのですが、維持管理がかかっている部分、今はそういう状況ですが、本当に改修して大きな金がかかるのであれば、再度また上のほうと話しして、更地にするのかということをやより具体的に考えていかなければいけないと思っています。田上小のところについては、あれ学校の敷地の中でございますので、管理がなかなか面倒なのです。それで、できれば学校の何かお茶をたてたりですか、そういう授業にでも、総合学習ですか、そちらのほうの授業でも利用できないことはないと思いますので、そういうふうな学校の一つの施設として活用することも、ちょっと前の話ですが、そういうふう考えております。今のところは本当に入っている方も少なかったのですが、田上小私3つとも入っているというふうな話で聞いておったところもありますので、その辺はまた春

にならないとわからない部分かなと思いますので、とりあえずこういう形での減額という数字を上げさせていただきました。

以上です。

2番（笹川修一君） 69ページなのですけれども、保育所の保育料の684万円、これって先ほど聞いていて私理解できなかったのですけれども、年少の控除がなくなって、これ保護者の方からいただいた金額なのか、684万円となっていますね。増額になっています、歳入の部分で。

それと、もう一点、76ページの中ほど、保育所広域入所市町村負担金300万円が歳入として増加している。これも一緒にこれはどういう見方するのかちょっと教えてください。

それと、2点目として、77ページの町債ですか、全国防災事業費、減額の790万円、これは本当は本来なら先ほどの話だと小学校の天板というか、あそこが危ないということで工事したものだと思うのですけれども、それは実際的には本当は町としてはそういう補助金があるから、それを使おうと思っていたのがだめだったという内容なのかどうか。

（起債の声あり）

2番（笹川修一君） 起債のほうがどうなるのか、それをちょっと。

3点目に、これは全般的なことなのですけれども、マイナス金利になってかなり固定、家とか云々で切りかえをしているという話ですね、今かなりマスコミで流れていますけれども、そういうものというのは町としてどのような影響が出るのか。組みかえするのか、それはできるのかどうかということもあるし、ある程度多額の、44億円ぐらいあるのですか。それ以外にいろいろとあると思うのですけれども、これはどういうふうにかえたらいいのか。その3点お願いします。

総務課長（今井 薫君） 最初の保育料の関係でございますけれども、実際には親からいただいたお金となります。平均すると1人当たり1カ月2,000円ぐらいの増でございます。笹川委員ご存じかどうかわかりませんが、私も昔のことで忘れる部分があるのですけれども、当初私は説明の中で年少扶養控除を反映した金額でございますと。国の税制改革から入らないと難しいので、国の制度的には平成22年度に年少扶養控除というのが廃止された、そのかわりに子ども手当というのを出したではないですか、取っかえ引っかえみたいな形で。それで、年少扶養制度をなくしましたよということで、平成22年から廃止されたのですけれども、当分の間それがあるものとして計算してくれということの指導がありまして、年少扶養というと税額

にすると、所得税でいうと38万円、住民税でいうと33万円でしょうか、それが廃止されてきたという経緯がございませぬけれども、当分の間、26年までは年少扶養があるものとして保育料を計算してきたのですけれども、国の基準からいうともう27年度からそれが無いものとしてやってくれということで、もとの戻すといいませぬか、それでも田上町全体で見ると、保育料は国の基準から見ると半額よりも少ないでしょうか、そのぐらいな保育料だと思います。実際今言われたとおり、1人当たり1カ月2,000円程度の親御さんのほうからの出費でございませぬ。直接幼稚園の関係でも何でこんなに高くなったねという話は余り聞こえていないという部分で聞いております。

それから、76ページの、これは広域入所の関係でございませぬので、私立の幼稚園の関係になります、他市町村の。これは私どもも納めるし、またよその人が来ていれば納めてもらうというお互い相互的に利便を図っている部分のところでございます。

それから、近隣の関係でございませぬけれども、基本的には借金がいっぱいありますので、そういう部分では助かっている部分があります。一番大きいものでいうと、さっき言った金利が下がったものですから、その部分で利子の分少なくなっているという部分助かっている部分はあります、町としては。

あと、借り換えの関係はまたいろんな手続が必要になりますので、全部というわけにはいきませぬので、認めてもらわなければできませんので、そういう形で町としては借金の部分では助かっている部分のほうが大きいと思います。

以上です。

2番（笹川修一君） 保育料ということで私去年調べて、1人当たり、1人というのは1カ月ね。月1万6,800円かかっているのです、竹の友の場合のあれだと。平均すると。2人兄弟、3人兄弟もあるのですけれども、1人1万6,800円。ということは、2,000円プラスすると1万8,800円になるのだそうですね、今の話だと。ということは、多少やっぱり親御さんとしても負担が多くなって、声はないかもしれないですけれども、実際に腹の中ではやっぱりその分プラスになっていくわけですから、そういうものはやっぱり補助というか、何かで考えなくてはいけないのかなと思っております。来期のあれですね。だから、そういうふうの子育てというか、特に若い夫婦ってなかなか所得が、特に田上は少ないと私は思っていますので、なかなか厳しいということになるので、やっぱり2,000円とか云々を今後のほうで考えていくべきかなと思っていますので、それは今後の話なのですけれども、これは意見として

ある程度。実際の数字ってそういうあれなのです。そこだけ考えて、今後の子育て支援ということで考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。これは意見です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 私から1点。財政調整基金繰り入れ1億3,476万7,000円減額になっていますが、これによって今現在どのぐらいの総額になるのですか、財調は。

総務課長（今井 薫君） 今の金額ではなくて、繰り入れた分は返せるかなと思っておりますし。

（返せるの声あり）

総務課長（今井 薫君） 戻せる。当初予算作るとき財調から入れて、減債、両方から入れて作っているわけです。それを戻すといいですか、そういう形でやっておりますけれども、27年度末ということで財調は8億27万7,000円でしょうか。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、一般会計のほうはいいですか。

では、特別会計、下水道と集落排水の関係はありませんか。

では、私のほうから。下水道の関係の交付金は何%でしたっけ。60%、採択率。いろいろ処理場の改築更新ずっと計画それぞれあるとは思いますが、私もわかりますけれども、今の60%ぐらいの採択率でいくとかなり計画がずっとおくれるというか、先の見通しもなかなか大変ではないかなと思うのですけれども、その辺というのはどうお考えになっているのかちょっと聞かせてください。

地域整備課長（土田 覚君） 今年は60%の採択率。なぜそうなったかという部分も、機械、電気ですから、途中でずんと切るわけにいかないのです。通常であれば大体道路関係の85%、下水道関係が25%落ちの75%ですから、大体70%どまりなのですというふうに私も認識しております。したがって、機械、電気の部分を途中の変なところで切れないものですから、ずばっと設置の部分を落とされたり。したがって、私ども単独事業費でやることはやっぱり非常に町の財政状況としては難儀ですので、逆に言うと、委員長おわかりのとおり、1年間その部分は先送りになっていくという形です。ただ、下水道事業については、幸いにして裏が全部下水道事業債ということで起債も100%ききますから、あれなのですけれども、先ほど来話、単純に先送りになっていくということで、当初見込んだ5年間で6年間とか7年間、今後も国のつき具合によっては大分変わってきますでしょうけれども、大体その部分は補助事業が採択されれば少しずつ送っていくという形、補助事業がおくれていくという部分でも解釈しています。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、ほかにありませんか。

では、なければ、大分いっぱいありますが、討論、採決したいと思います。

では最初に、承認第2号 専決処分（平成27年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について討論のある方。

なければ、承認第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

次に、議案第10号 田上町行政不服審査会条例の制定について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

次に、議案第11号 田上町行政不服審査関係手数料条例の制定について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

次に、議案第12号 田上町職員の降給に関する条例の制定について討論のある方。

なければ、議案第12号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

次に、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

次に、議案第16号 田上町情報公開条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

議案第17号 田上町個人情報保護条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第18号 田上町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第19号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第20号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第21号 田上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第22号 田上町職員の旅費に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第23号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第24号 田上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第25号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第26号 平成27年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定についてございますが、討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第27号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

では最後に、議案第28号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

それでは、これで付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時50分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成28年3月7日

総務産経常任委員長 熊 倉 正 治